

## ○岩見沢市建設工事標準契約約款における賃金又は物価 の変動に基づく請負代金額の変更にかかる運用基準

平成20年9月 4日制定

最終改正 令和 7年7月24日

### I 総則

#### 1 趣旨

岩見沢市建設工事標準契約約款第26条の規定(スライド条項)に基づき、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更における具体的基準及び事務手続等について定める。

#### 2 定義

##### (1) 全体スライド

工期が12月以上に亘る長期工事を対象として、通常予見不可能な価格の変動があった場合に、請負代金額の変更を行うことをいう。

##### (2) 単品スライド

特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動した場合に、請負代金額の変更を行うことをいう。

##### (3) インフレスライド

予期することのできない特別な事情により、国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた場合に、請負代金額の変更を行うことをいう。

##### (4) 請求日

スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日とする。

##### (5) 基準日

請求日とすることを基本とする。また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とす

る。

(6) 残工期

ア 基準日以降の工事期間とする。

イ 基準日までに変更契約を行っていない場合でも、工期延期が明らかな場合は、その延期期間を考慮することができるものとする。

## II 運用基準

### 1 全体スライド

#### 1-1 対象工事等

スライド協議の請求は、次の各号のすべてに該当する場合に行うことができるものとする。

(1) 工期内における請負契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めた場合。

(2) 残工期が基準日から2月以上ある場合。

(3) 減額となる場合、価格変動後の発注者の積算をもとに計算した請負代金額が、変更前の請負代金額と比較して1,000分の30以上変化していると予想されること。

#### 1-2 スライド協議の請求

スライド協議の請求は、請負契約締結の日又は前回全体スライドの基準日から12月経過後に書面により行うこととする。

#### 1-3 請負代金額の変更

賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(以下「全体スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の1,000分の15に相当する金額を超える額とする。

(1) 増額全体スライド額  $S_{増}$  の算定は、次式により行うものとする。

$$S_{増} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15 / 1,000)]$$

この式及び次項の式において、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

( $P = \Sigma(\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$ ：単価合意比率又は請負比率(落札率)、 $Z$ ：発注者積算額)

(2) 減額全体スライド額 $S_{減}$ の算定は、次式により行うものとする。

$$S_{減} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1.5 / 1,000)]$$

(3) 全体スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

#### 1-4 出来形数量の確認

(1) 基準日における残工事量の算定にあたり、発注者は請求日から14日以内に出来形数量の確認を行うものとする。

(2) 現場搬入材料のうち、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、次の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。

ア 工場製作品のうち、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。

イ 基準日以前に配置済みの現地据付方の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形の対象とする。

ウ 契約書等で工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

(3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

(4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出して

もよい。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額全体スライドの場合は出来形部分に含めるものとし、減額全体スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量については全体スライドの対象とすることができる。

#### 1-5 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

#### 1-6 変更契約の時期

全体スライドによる契約変更は、全体スライド額の確定後、適宜行うほか、精算変更時に行うことができるものとする。

#### 1-7 インフレスライド及び単品スライド条項との併用

- (1) インフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド適用後12月経過後に、全体スライド条項に基づく請求を行うことができる。
- (2) 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、単品スライド条項に基づく請求を行うことができる。

### 2 単品スライド

#### 2-1 対象工事等

- (1) 残工期が2か月以上あるすべての工事を対象とする。
- (2) I-2(2)に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料をいう。

「鋼材類」: H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等とし、鋼材を主材料として構成されている材料を対象とする。ただし、コンクリート二次製品等に含まれる鋼材類

は対象としない。非鉄金属(アルミニウム、亜鉛、金、鉄、銅、ニッケル等)は含まない。

「燃料油」：軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油とする。

「その他の主要な工事材料」：アスファルト類、コンクリート類等の鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料を対象とする。

(3) 各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。

(4) 単品スライドは、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る各変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

$$\text{鋼材類変動額} = M_1 - m_1$$

$$\text{燃料油変動額} = M_2 - m_2$$

$$\text{その他工事材料変動額} = M_3 - m_3$$

$M_1$ ：変更後の鋼材類の金額

$m_1$ ：変更前の鋼材類の金額

$M_2$ ：変更後の燃料油の金額

$m_2$ ：変更前の燃料油の金額

$M_3$ ：変更後のその他工事材料の金額

$m_3$ ：変更前のその他工事材料の金額

$$M_1 (M_2, M_3) = [(P_1 \times D_1 + P_2 \times D_2 + \dots + P_n \times D_n) \times \text{落札率}] \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100)$$

$$m_1 (m_2, m_3) = [(p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_n \times D_n) \times \text{落札率}] \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100)$$

$P (P_1, P_2, \dots, P_n)$ ：2-3に定める価格変動後における各対象材料の単価

$p (p_1, p_2, \dots, p_n)$ ：設計時点における各対象材料の単価

$D (D_1, D_2, \dots, D_n)$ ：2-4に定める各対象材料について算定した対象数量

- (5) 前項の「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来形部分等」という。)に相応する請負代金額を控除した額とする(2-6の規定を適用した場合を除く。)

## 2-2 スライド額の算定

- (1) 工事材料の価格の著しい変動による請負代金の変更額(以下「単品スライド額」という。)の算定は、2-1の規定により当該工事における主要な工事材料とされた各材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [(M_1 - m_1) + (M_2 - m_2) + (M_3 - m_3) - P \times 1 / 100]$$

$$S_{\text{減}} = [(M_1 - m_1) + (M_2 - m_2) + (M_3 - m_3) + P \times 1 / 100]$$

$S_{\text{増}}$  : 単品スライド額(増額変更の場合)

$S_{\text{減}}$  : 単品スライド額(減額変更の場合)

$M_1, m_1, M_2, m_2, M_3, m_3$  : 2-1(2)に同じ

$P$  : 2-1に規定する請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の代金の合計額(消費税等相当額を含む。)が $M_1$ 、 $M_2$ 又は $M_3$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、 $M_1$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_2$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_3$ に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式により単品スライド額を算定するものとする。
- (3) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の代金の合計額(消費税等相当額を含む。)が $M_1$ 、 $M_2$ 又は $M_3$ を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、2-5(1)に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、 $M_1$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_2$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_3$

に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式により単品スライド額を算定するものとする。

(4) 前2項において、受注者の実際の購入金額は、次に定めるとおりとする。

① 2-5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が、2-4に規定する対象数量(D)以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額

② 2-5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が、2-4に規定する対象数量(D)を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除したものに、受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額

③ 燃料油に相当する各対象材料について、2-5(5)の規定による場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、2-3(1)②イの平均価格を乗じて得た金額

(5) 単品スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更を行うものではない。

## 2-3 価格変動後における単価の算定方法

(1) 単品スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(P)は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類及びその他工事材料

各対象材料を現場に搬入した月(以下、「搬入月」という。)の実勢価格(搬入が複数月に亘る場合は、各搬入月の実勢価格を搬入月毎の搬入数量で加重平均した価格)とする。ただし、減額変更する場合には、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(搬入が複数月に亘る場合は、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。

② 燃料油

ア 各対象材料を購入した月(以下「購入月」という。)の実勢価格(購入が複数月に亘る場合は、各購入月の実勢価格を月毎の購入数量で加重平均した価格)とする。

イ 2-5(5)を適用した場合にあっては、アの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) 前項の①及び②イに規定する各対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

#### 2-4 対象数量の算出方法

(1) 単品スライド額の算定に用いる対象数量(D)は、次に定めるとおりとする。

- ① 設計図書等に記載された数量があるときは、当該数量
- ② 数量総括表等に一式で計上されている仮設工等にあっては、発注者の設計数量
- ③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量。
- ④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの(運搬費用が設計図書等に明示されないものに限る。)にあっては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの。

(2) 請負代金の部分払いをした工事にあつては、(1)に規定する数量から部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除するものとする(2-6の規定を適用した場合を除く。)

#### 2-5 搬入等の時期、購入先及び購入価格の確認

(1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき又は発注者が減額

変更を請求した場合で発注者が算定した単品スライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 増額変更を行う場合で、受注者が前項の書類を提出しないため、対象材料について前項に規定する事項を確認できない場合には、発注者は、当該対象材料を単品スライドの対象とはしないものとする。

(3) 減額変更を行う場合で、受注者が(1)に規定する書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、発注者が算定した単品スライド額を請負代金額の変更額とする。

(4) (1)の規定にかかわらず、鋼材類に該当する各対象材料の購入価格(数量および単価)、購入先及び購入月のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認めるときは、発注者は、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格(購入が複数月に亘る場合は、各購入月の実勢価格を月毎の購入数量で加重平均した価格)を用いて単品スライド額を算定することができる。

(5) (1)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料の購入価格(数量および単価)、購入先及び購入月のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認めるときは、発注者は、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても、対象数量(D)とすることができる。

## 2-6 部分払時の取扱い

発注者は、工事請負契約書第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めると

きは、受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライドの協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

## 2-7 部分引渡し

工事請負契約書第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事における当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライドを適用しないものとする。

## 2-8 請負代金額の変更手続き

(1) 単品スライドによる請負代金額の変更の請求(以下「単品スライドの請求」という。)は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合に限り、これを行うことができるものとする。

(2) 単品スライドの請求があった場合における請負代金の変更額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

(3) 前項に定める「協議開始の日」は、発注者が受注者の意見を聴いた上で、原則として「工期末から45日前の日」と定めることとし、単品スライドの請求があった日から7日以内に受注者に通知するものとする。

(4) 単品スライドの請求に基づく請負代金額の契約変更は、工期末に行うものとする。ただし、複数年工事で年度ごとに部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。この場合において、(1)中「残工期」とあるのは、「当該年度末までの工期」と、(3)中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。

## 2-9 全体スライドを行う場合の特則

全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した契約については、2-1中「請負代金額」とあるのは「全体スライドの適用による変更後の請負代金額」と、2-2中、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から1-3

のP<sub>1</sub>の額を控除した額(全体スライドの適用基準日以降については、0とする。)」と、「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価(全体スライドの適用基準日以降については、当該基準日における単価)」と読み替えるものとする。

### 3 インフレスライド

#### 3-1 対象工事

- (1) スライド協議の請求は、残工期が基準日から2か月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライド適用対象工事の確認時期は、賃金水準等の変更がなされた時とする。
- (3) I-2(3)に規定する「予期することのできない特別な事情」とは、賃金水準等の変更がなされた時であって、当該変更に係る上昇率、又は下降率が直近の賃金水準等の推移から著しく逸脱した場合を指し、詳細は発注者と受注者とが協議して定める。

#### 3-2 スライド協議の請求

- (1) 発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準等の変更から、次の賃金水準等の変更がなされるまでとする。
- (2) 3-2(1)の請求を受けた時、又は行った時は、工事請負契約書第25条第2項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を定め、受注者に通知するものとする。ただし、請求日から起算して7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者が協議開始の日を定め、発注者に通知することができるものとする。

#### 3-3 請負代金額の変更

請負代金額の変更については、次により算定した金額により、工事請負契約書第25条第1項の規定に基づき発注者と受注者が協議して定め、書面により受注者に通知するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(以下「イン

フレスライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額インフレスライド額  $S_{増}$  の算定は、次式により行うものとする。

$$S_{増} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式及び次項の式において、 $P_1$  及び  $P_2$  は、それぞれ次の額を表すものとする。

$P_1$  : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$  : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額

( $P = \Sigma(\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$  : 単価合意比率又は請負比率(落札率)、 $Z$  : 発注者積算額)

(3) 減額インフレスライド額  $S_{減}$  の算定は、次式により行うものとする。

$$S_{減} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$$

(4) インフレスライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

### 3-4 出来形数量の確認

スライド協議の請求に係る出来形数量の確認については、1-4の規定に準ずるものとする。この場合において、1-4中、「全体スライド」とあるのは「インフレスライド」と読み替えるものとする。

### 3-5 物価指数

スライド協議の請求に係る物価指数については、1-5の規定に準ずるものとする。

### 3-6 変更契約の時期

スライド協議の請求に係る変更契約の時期については、1-6の規定に準ずるものとする。この場合において、1-6中、「全体スライド」とあるのは

「インフレスライド」と読み替えるものとする。

3-7 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド条項に基づく請求を行うことができる。
- (2) インフラスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、単品スライド条項に基づく請求を行うことができる。

附 則（平成20年9月4日）

- 1 この運用基準は、平成20年9月11日から施行し、当面の間、適用する。
- 2 工期の末日が施行日以降で平成20年11月30日以前である工事に係る2-8(1)の規定の適用については、「当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2ヶ月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成20年9月30日まで」とする。

附 則（令和7年7月24日）

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の岩見沢市建設工事標準契約約款における賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更にかかる運用基準の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。